

ごみの減量・再資源化について

1 ごみの現状

(1) 令和6年度実績

年 度	排出量		再資源化量※		最終処分量	原単位 (g/人・日)
	(t)	原単位 (g/人・日)	(t)	再資源化率 (%)		
令和6年度 (A)	73,629	935	7,856 (27,848)	10.7 (29.7)	9,121	116
令和5年度 (B)	74,960	936	7,988 (28,052)	10.7 (29.5)	9,352	117
差 (A-B)	△1,331	△1	△132 (△204)	0 (0.2)	△231	△1

※再資源化量について、上段は行政回収分、下段（括弧書き）は行政回収分+民間回収分。

※民間回収分とは、当市から処分業の許可を受けた事業者が回収した資源物（木くず、ペットボトル）を指す。

(2) 一般廃棄物処理基本計画の目標

項 目	(現状)	(中間年度)	(目標年度)
	令和6年度	令和8年度	令和13年度
排出抑制			
① 家庭系ごみ排出量 (1人1日あたり) ※資源物を除く	533g/人・日	544g/人・日 以下	537g/人・日 以下
②事業系ごみ排出量 (年間)	25,183t	22,126t	18,311t
再資源化			
③リサイクル率 (行政回収分+民間 回収分)	29.7%	33.9%達成	37.7%達成
最終処分			
④最終処分量 (1人1日あたり)	116g/人・日	104g/人・日 以下	101g/人・日 以下

(3) 一般廃棄物処理基本計画の見直し

来年度（令和8年度）は、令和4年3月に策定した八戸市一般廃棄物処理基本計画の中間年度であり、ごみの現状を踏まえながら、今後の取組について検討していく必要がある。

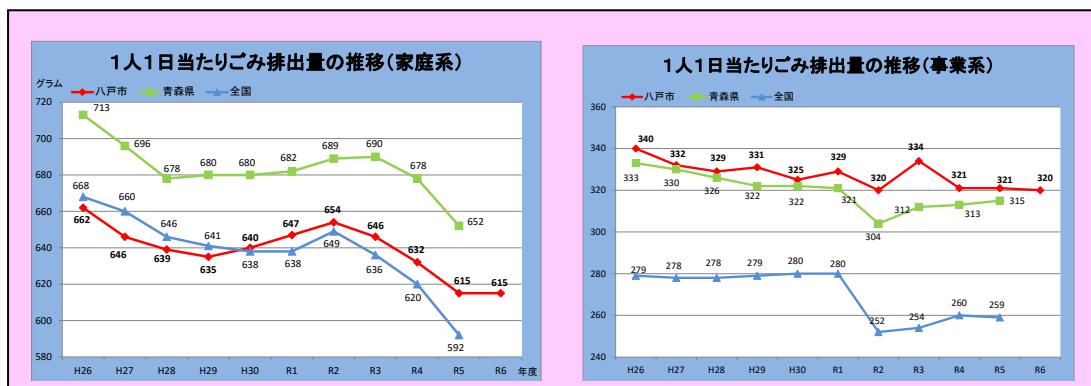
2 今後の取組

(1) 背景

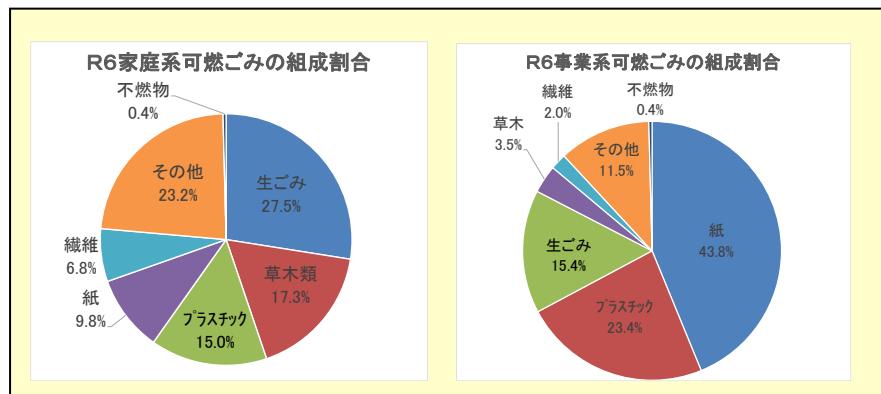
- ・第5次循環型社会形成推進基本計画
(2020-2030年度比で1人1日当たりごみ焼却量を16%減)
- ・第2次食品ロスの削減の推進に関する基本方針
(2000-2030年度比で家庭系食品ロスを50%減、事業系食品ロスを60%削減)
- ・新清掃工場の建設（令和19年度稼働予定）
- ・最終処分場の第3区画の埋立開始

(2) 課題

- ・他都市と比較して事業系ごみの排出量が多い
資源となりうる紙やペットボトル等の混入も要因の一つであり、徹底した分別とリサイクルに取り組む必要があります。



- ・ごみに占める生ごみの割合が高い
家庭系、事業系ともに、さらなる食品ロスの削減に取り組む余地あり。
- ・ごみに占めるプラスチックの割合が高い
プラスチック新法に基づくプラスチックリサイクルに取り組む必要あり。



(3) 重点施策（3本の柱）

事業系ごみの削減

- ・徹底した分別の啓発と適切なリサイクルルートの確保

食品ロスの削減

- ・国の「食の環（わ）プロジェクト」に呼応した全庁的体制の構築及び取組の推進

プラスチックリサイクル体制の構築

- ・容器包装リサイクルルートによる分別収集及びリサイクル

- ・ごみの減量・再資源化
- ・環境負荷の低減
(グリーン社会への貢献)
- ・新清掃工場に係る建設及び維持管理コストの抑制
- ・最終処分場の延命化
- ・静脈産業の育成及び誘致

3 食品ロスの削減に関する取組

(1) 背景

令和7年3月に国の「第二次食品ロスの削減の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」）」が策定されたことを踏まえ、当市の「食品ロス削減推進計画」の見直しを行い、改めて取組を展開するもの。

なお、食品ロス削減推進計画は「八戸市一般廃棄物処理基本計画」の中に位置づけられているところであり、いずれも令和8年度中の見直しを予定しているところ。

(2) 基本方針における主な取組み（基本方針より地方公共団体に関する施策を抜粋）

市民・消費者の自主的取組に係る教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づく持ち帰りの周知
- ・「食の環（わ）プロジェクト※」の発信
- ・食品ロス削減推進サポーターの養成

生産、製造、販売の食品関連事業者等の取組に対する支援

- ・「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を踏まえた取組の促進
- ・DXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組促進

フードバンク等、未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

- ・「食品寄附ガイドライン」の普及啓発
- ・経済困窮者等に対する食料提供を円滑にする地域体制づくりの支援

※ 食の環（わ）プロジェクト

令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」において、国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を提供するための環境整備を講ずるものとする旨が新たに規定された。

このことを踏まえ、①食品ロス削減、②食品寄附促進、③食品アクセス確保の三つの取組を関係府省庁や地方公共団体が一体的に取り組めるよう、①～③の三つの取組を包括する概念を「食の環（わ）プロジェクト」とすることを申し合せ、分野横断的な相乗効果、総合的取組の推進を図ることとなった。

(3) 推進体制

市として、食品ロスの削減をはじめとした取組を推進していくためには、消費者、産業振興、環境、保健福祉等、関係部署間で認識を共有するとともに、連絡を密にしながら必要な支援や取組を検討していく必要がある。

⇒ 食の環（わ）プロジェクト府内ワーキンググループを設置

(参考) 第二次基本方針の概要

I 第二次基本方針で示された食品ロス削減目標

第一次方針における目標は、家庭系・事業系共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減するもの。令和4年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、家庭系は残り20万トンの削減が必要。事業系は、8年前倒しで目標を達成したため、新たな目標として60%減と設定された。

	策定(変更)日	計画期間	排出目標(2030年度)	
第1次方針	R2.3.31	R2～R6年度	家庭系216万トン 事業系273万トン	
第2次方針	R7.3.25	R7～R11年度	家庭系216万トン 事業系219万トン	R4排出実績値 家庭系236万トン 事業系236万トン

II 各主体に求められる役割と行動

消費者	事業者	行政
食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握し、自らができるることを一人一人が考え、行動に移す。	サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。 災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等有効活用に努める。 食品寄附に貢献する財・サービスの提供の必要性について理解を深める。	求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、地域の実情に応じた取組を推進する。 災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供等有効活用に努める。 主催するイベント等での食品ロス削減を進める。

III 推進すべき取組の全体イメージ（食の環プロジェクト）

①食品ロス削減	②(食品の)経済的アクセス	③(食品の)物理的アクセス
排出削減の取組 ・取組状況の公表 ・商慣習見直しへの理解促進 ・国民運動「デコ活」等 ・食品ロス削減推進サポーター	食料提供に向けた体制づくり ・地域の関係者が連携して取り組む協議会の設置等支援	
食品寄附の促進 ・食品期限表示の設定のためのガイドラインの周知、取組の促進 ・フードバンクへの保険加入促進 ・DX推進	食料提供に資する体制づくり ・食料支援等を通じたつながり創出	移動販売等の拠点となる施設整備 ・マイクロスーパー ・コミュニティストア
フードバンク・こども食堂等を介した食品寄附への支援 ・食品寄附ガイドラインの普及啓発 ・未利用農林水産物の活用 ・フードバンク、こども食堂等の活動支援等 ・災害用備蓄食品の有効活用		店舗への交通手段への確保 ・買い物支援バス ・乗合タクシー
食べ残し持ち帰り促進 ・食べ残し持ち帰り促進ガイドラインに基づく持ち帰りの周知	フードバンク・こども食堂等への食料提供 ・備蓄米無償交付等	移動販売等で店舗を届ける ・移動販売車 ・出張販売
		商品を届ける ・ラストワンマイルの配達支援等
		食品アクセスの状況や対策事例等

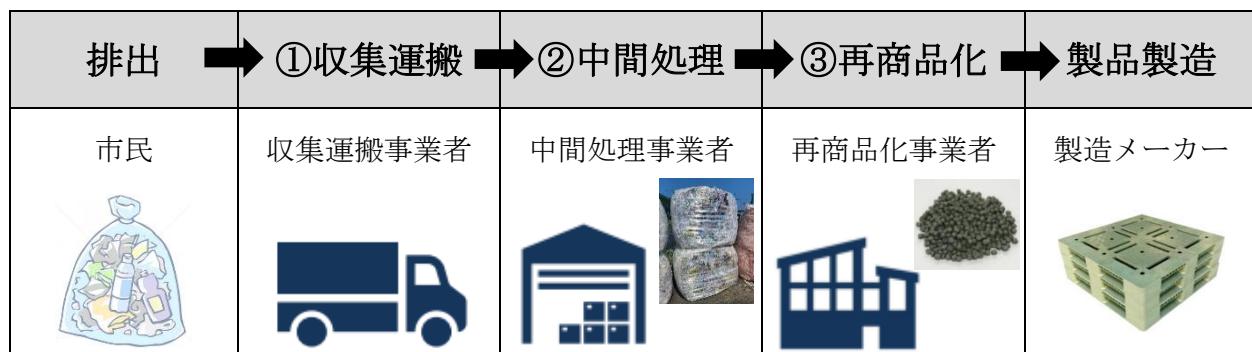
4 プラスチックリサイクル

(1) 背景

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「法」）により、地方公共団体は容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの分別収集及び再商品化について必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。

また、再商品化については、法上の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」）に委託する「容リ協ルート」と、市町村が独自に再商品化計画を作成し、環境大臣認定を受ける「大臣認定ルート」があり、いずれかを選択することとなる。

(2) 再商品化ルートの全体イメージ



＜ルートごとの項目比較＞

項目	容リ協ルート	大臣認定ルート
①収集運搬	市	市
②中間処理（選別・梱包・一時保管）	市	市（協議により省略可）
③ベールの運搬	容リ協	市
③再商品化事業者の確保	容リ協（毎年度入札）	市
③組成調査、製品の品質検査	容リ協	市
再商品化計画策定の必要性	不要	必要（3年間）

(3) これまでの主な経過

年 度	内 容
令和4年度	・東京鉄鋼（株）八戸工場（以下、「東京鉄鋼」）の協力を得て、一部公民館で回収したプラスチックを電炉還元剤に再商品化する実証事業を実施。 (環境省の先進的モデル形成支援事業を活用)
令和5年度	・上記実証事業を踏まえ、収集については商業施設での拠点回収を前提に、スーパー・ホームセンター等との意見交換を実施。協力可能な店舗がある一方で、回収拠点が一部の地域に限られる等の課題が明らかになった。
令和6年度	・市民の利便性等を考慮し、拠点回収ではなく、既存の集積所での収集について収集運搬事業者との意見交換を実施。 ・また、再商品化計画の作成に向けて、環境省との事前協議を進めた。

(4) 環境省との協議経過

これまで、市内での再商品化を目指し、大臣認定ルートを前提に東京鉄鋼と連携しながら環境省との協議を進めてきたが、東京鉄鋼の電炉還元剤化は、環境省の認定申請の手引きに示されたケミカルリサイクル（①油化 ②高炉還元剤化 ③コークス炉化学原料化 ④ガス化）ではなかつたため、その手法自体が協議の対象となった。

今年度に入り、受け入れるプラスチックからできる再商品（還元剤）の割合が、他の手法より低いことを主な理由として、再商品化の新たな手法として認定できない旨の見解が環境省から示された。

(5) 今後の進め方

【再商品化ルートの見直しについて】

- ・上記環境省の見解を踏まえ、今後は容リ協ルートでの検討を進める。
なお、再商品化事業者は、毎年度、容リ協の入札により決定される。
- ・容リ協ルートでは、再商品化事業者にプラスチックを引き渡す前の工程である異物の除去や梱包等の中間処理については市が担うこととなるが、現在、市内に要件を満たす民間施設がない状況であり、その整備には一定の期間を要する。
- ・このことから、中間処理事業者の情報を収集し意見交換を行いながら、公募型プロポーザルの実施に向けて条件整理を行う。

【分別収集の見直しについて】

- ・ごみを排出する市民の利便性確保やリサイクル率向上の観点から、集積所での分別収集による検討を進める。